

# 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度が始まります

## ◎制度の概要

今後の高齢化社会の進展に伴ない、公的年金を受給する高齢者が増加することが予想されています。このことから高齢者である公的年金受給者の納税の便宜を図るとともに、市町村における徴収の効率化を図る観点から、個人住民税を公的年金から特別徴収される制度が導入されるものです。今まで納付書や口座振替でお支払いをいただいていた公的年金にかかる個人住民税が当該年金から天引きされるようになります。

実施時期は、平成21年10月から

## ◎対象となる方

個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた者であって、当該年度の4月1日において、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上の方となります。

ただし、次の場合等においては、特別徴収の対象外となります。

- 1) 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引続き当該市町村の区域内に住所を有しない方
- 2) 当該年度分の老齢等基礎年金給付の年額が18万円未満の方
- 3) 当該年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える方

## ◎対象となる税額

公的年金等にかかる所得に対する個人住民税の所得割額及び均等割額

※給与所得などの所得割額は別途徴収されます

## ◎対象となる年金

老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金などです。

## ◎特別徴収の対象税額と徴収方法

1. 半期の年金支給月(4月・6月・8月)ごとに、前年度の下半期の特別徴収額の3分の1を仮徴収します。
2. 下半期の年金支給月(10月・12月・2月)ごとに、年税額から当該年度の上半期の特別徴収額を差し引いた額の3分の1を本徴収します。

※特別徴収を開始する年度または新たに対象者となった年度は、上半期分を普通徴収により、下半期分を特別徴収により納めていただきます

### 特別徴収の時期・対象税額

		特別徴収					
		仮徴収			本徴収		
		4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年の10月から その翌年の 3月までに 徴収した額の 1/3		" 1/3	" 1/3	年税額から 仮徴収した額を 控除した額の 1/3	" 1/3	" 1/3

- 4月・6月・8月においては前年の10月からその翌年の3月まで徴収した額を、10月・12月・2月においては年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3ずつを、老齢基礎年金等の支払ごとに特別徴収により徴収

### 特別徴収を開始する年度における徴収

		普通徴収		特別徴収		
		6月	8月	10月	12月	2月
税額	年税額の 1/4		" 1/4	" 1/6	" 1/6	" 1/6

- 年度前半において年税額の1/4ずつを、6月・8月に普通徴収により徴収
- 年度後半において年税額から普通徴収した額を控除した額を、10月・12月・2月における老齢基礎年金等の支払ごとに特別徴収により徴収

◎実施時期・・・平成21年10月支給年金から

問合せ先：大紀町役場税務課

電話：0598-86-2215(直通)